

戦後補償ニュース

第 13 号

1994年9月15日

編集

「アジア・太平洋地域の戦争犠牲者に刻む会」事務局
 発行人 大島孝一
 〒556 大阪市浪速区
 塩草2丁目6-4-518
 電話 06(562)7740
 06(562)5272
 年間購読料 3,000円

「慰安婦」問題

沸き起こる 民間募金への批判

国際仲裁裁判を求める運動始まる

民間募金で基金を作り、「慰安婦」の人々に対して「慰安金を支払う案を日本政府が検討していることを、マスコミなどが後押しして報道。被害者とその家族が、厳しく抗議する共同行動を展開している。そうして、国際仲裁裁判を求める運動が始まり、関連NGOも活発な運動を始めた。

一歩前進・一歩後退

被害者個人に対していくらかでもお金が出ることは、老齢化し困窮を極めている女性たちの立場を考えると、「一歩前進」ととらえることも可能。

しかし政府は昨年八月四日、官房長官談話を発表。この発表には、多くの不十分点が含まれていたといえ、女性たちへの国家による性的強制の犯罪が行われたことを大枠において認めた点で、意味あるものだった。かつて「民間業者が勝

手に連れ歩いたもの」と述べていた政府の立場から、一歩前進したと見てよい。

ところが、今回の案は、民間が主体となり、政府は事務関係などの費用だけを負担するのみ。お金の支払いは民間が中心となっており、被害者にお金が支払われるという点でたしかに一歩前進かもしれない。しかし、「民間が中心」となると、民間の立場そのものは、「民間業者が勝手に連れ歩いたもの」という、かつて民間

に責任を押し付けた立場と同じ所へ一歩後退したと言えないだろうか。

被害者を再び侮辱

日本軍と日本政府が女性達に性的犯罪を組織的に行った以上、個人賠償は法的な義務である。ただ個人の被害は、社会・経済・精神的全般に及ぶため、回復措置も単に経済面のみでなく社会的名誉回復、精神的償いを伴うものでなければならぬ。「見舞金」は、犯罪の責任者を不問にするのと、名譽回復につながる

ないのみか、被害者そのものを犠牲にする。

たとえ民間と政府が平々の基金ならどうだろうか（こんな案も批判しておいて無駄でない）。被害者に十分なお金を支払おうと思えば、民間も相当努力をしなくてはならない。そうすると、「可愛そうな女性たちに募金を」という、キャンペーンが繰り広げられることになるだろう。そ

の結果として日本国民の中に、無反省で傲慢、被害者を哀れむような姿勢が定着することになりはしないか。犯罪の責任を問わない、「哀れみ」の意識を広範に組織する募金運動は、そのことで、「慰安婦」とされた女性たちを再び侮辱し、辱（はずかし）めることになる。

仲裁裁判の有効性

しかも、右のような基金案であれ、現状では日本政府がのむとは思われない。個人に政府のお金が渡ることは絶対に避けたいというのが、官僚の固い態度だからだ。そこで、「日本政府は

賠償責任の有無を明確にする国際仲裁裁判に赴く」と迫ることが、政府を追い込む有効な手段となる。こう迫られて政府が困るのは、「サンフランシスコ条約」と二国間協定で決着済みと言いつつ、仲裁裁判でそうした判決を受けられ

「良い」という主張に対する反論の言葉がないからだ。出延をしれば、一線がついてるのは、政府は勝てる自信がないからだ」という批判も起こる。政府は個人賠償に依るが、仲裁裁判に依るが、かなくなる。

国へ九月二日送付した。最終報告書は慣例によりまだ公表されていないが、ICJが日本の戦争責任資料センターに送付した説明書によると、八月三十一日の村山談話を批判しつつ、日本が被害者に対する賠償への「道義的および法的義務を負うことは明白」として、次の七点にわたる勧告をおこなっている。

④前記②ないし③が進行中、日本政府は仮の措置として被害者一人に四万米ドルを支払うこと。

⑤日本政府がさらに現在の政策に固執するのであれば、被害者側のNGOは、法的な最高権威による決着をつけるため、国際司法裁判所の勧告的意見を求めるべきである。

⑥韓国とフィリピンは、日本との関係条約の解釈について国際司法裁判所に急ぎ働きかけること。

⑦関連国はこの問題に関する情報を公開し、日本が被害者の更生と原状回復を実施することを盛衰にしなければならぬ。

⑧日本がこうした措置を拒否するのであれば、国際法の専門家からなる法廷または仲裁法廷がすみやかに設定され、そこでは非政府組織（NGO）および個人が当事者となる権利を認められるべきである。

このICJの最終報告書は、関係国の見解を取り寄せた上で、それらを含め十月中旬に公表される予定。ICJへの日本政府の回答作業を公表させ、勧告に依るよう要求する運動を始める必要がある。

国際法律家委員会

日本政府に 個人賠償を勧告

村山談話を批判し

最終報告書を提出

「従軍慰安婦」の調査を進めていた国際法律家委員会（ICJ）、本部ジュネーブは、昨年五月の中間報

告書に続き、このたび最終報告書をまとめ、日本政府はじめフィリピン、朝鮮民主主義人民共和国など関係

国連報告

仲裁裁判・不処罰・チャベス報告者で重大な前進

現代奴隷制部会と人権小委員会の報告

井護士 戸塚 悦朗

四月二五日から五月四日まで国連現代奴隷制部会が、また八月一日から二六日まで差別防止少数者保護小委員会(以下・人権小委員会と略)がジュネーブの国連欧州本部で開催された。筆者は、国際友和会(IFOR)の代表として参加したので、その詳細を報告したい。

不処罰が強制労働に拡大

現代奴隷制部会は、最終日四日に、八月に開催される人権小委員会に提出する報告書の勧告部分を公開審議で採択した。

今回は、日本帝国による強制労働・労働の關係で、在日朝鮮人被害者一名(李実根氏、劉喜貞氏)、中国人被害者一名(趙漢山氏)、オランダ戦争捕虜被害者一名(ユンクスラガー氏)がそれぞれ深刻な被害を証言したので、委員は、強制労働問題をより強く意識するようになっている。

決議に先立ち、国連NGOのIFOR、リベレーション(朝鮮人強制労働真相調査団)・サンジン事務局長ほか四名が代表などを、不処罰問題に焦点をあてた発言をし、「人権侵害被害者の不処罰問題」を研究中的である人権小委員会共同特別報告者であるギセイ委員



とジョ・ワネ委員がこの問題を考慮するよう要請。その結果、戦時の女性の性的搾取および強制労働形態に關して受けた情報を入権侵害被害者に対する不処罰問題特別報告者に伝えることが異論なく採択された。

今回の同部会勧告によって、「日本の不処罰問題」が国連で正式に討議されるようになることが、どうやら

国際仲裁裁判を勧告

確定になった。

その外にも、重大な進展があった。今回の国連・現代奴隷制部会に對して、IFORは、常設仲裁裁判所に関する手続などに関する情報を提出し、「日本軍『慰安婦』問題のような国家と被害者個人との間の国際紛争の解決のためにハーグの常設仲裁裁判所を利用できる。日本政府は、被害者が要求した場合は、常設仲裁裁判所による紛争解決に同意すべきだ」と指摘した。

国連がこのような具体的新提案に對してどのような措置をとるかが強く注目された。この点について以下の通りの勧告が決定された。

「いかなる事項でも当事者が仲裁付託しようと希望すれば、奴隷制の諸形態を含む人権侵害の被害者及び国家は、常設仲裁裁判所を

利用することができるとの情報を歓迎する」

「人権侵害、殊に奴隷的慣行の被害者を援助する一つの方法として、常設仲裁裁判所の管轄權に關して、任意に仲裁付託のための合意をすることができることについて、関係当事者の注意を喚起する」

NGOの意見が、同部会に取り入れられたのだ。筆者は、これまでIFORと協力して、多くの日本関連の人権侵害問題に取り組み様々な提案をしたが、このように紛争解決の方法にまで踏み込んだ国連勧告が採択される段階にまで至った前例がない。NGOの提案は、それ自体でも相当の影響を持つことが多く、国連に取り入れられた段階でその重みは大きく変わる。

活発な人権小委員会

人権小委員会では、これまでになく多くの発言

があり、予想通り「慰安婦」問題が最大の問題のひとつになった。八月九日から右の現代奴隷制部会の報告書が審議された。

NGO代表の発言を紹介しよう。リベレーションにつづき、世界キリスト教協議会(WCC)を代表して、韓国挺身隊問題対策協議会のシン・ヘイス教授が発言。昨年の人権小委員会では、真相究明で一定の進歩が見られたが、尚一層の真相究明の努力が必要である。それ以来何の進歩もなく、日本政府が提案していると伝えられる「アジア青少年交流センター」等の「補償に代わる措置」では解決にならない旨批判した。「慰安婦」への加害者に対する処罰問題に關して、ジャカルタの女性と開発に關するアジア太平洋閣僚會議が、組織的強要の加害者の処罰を求めたことを指摘して、責任者処罰の必要性を強調。人権小委員会が不処罰問題の特別報告者に對してこの問題の研究を要請するよう

日本批判が爆発

これに続いて、平和と自由のための国際女性同盟(WILPF)など一〇の国連NGOを代表して、コリン・パーク氏が発言した。これらのNGOは、女性の権利の擁護に熱心なところから、世界人権會議やNGO主催の国連内集會で、筆者らの主張を熱心に聴いてくれた。しかし、行動を起こすことはあまりなかった。これまで積極的に「慰安婦」問題で明確に発言を継続してきたNGOは、約五つである。ところが、日本政府の対応が余りにも不誠実なので、たまりかね、その他のNGOも「被害者のため

に何か貢献が出来ないか」と考えるようになったのである。これらのNGOが発言に加わることで、「慰安婦」問題について、明確な支持表明をした国連NGOの数が一挙に二倍になった。これら一〇NGOは、人権小委員会が二〇〇〇名のアジア(及び少数の欧州)の女性のいわゆる日本軍「慰安婦」問題に関する審議を継続すること、ファン・ホーベン報告書に關する研究を行うために今年同委員会によって設置された「司法行政と補償問題作業部会」がこの問題を検討すること、人権小委員会の不処罰問題特別報告者がこの問題を研究すること、人権委員会が今年設置した女性に對する暴力の特別報告者がこの問題を調査すること、戦時奴隷制に關する研究を人権小委員会が放棄しないこと、奴隷制部会が先に勧告した常設仲裁裁判所による早期解決によって、過去五〇年にも亘って継続してきた不処罰状態を解消すべ

日本のNGO意見が属く

国際友和会を代表して筆者が発言した。性的奴隷と強制労働の被害者の早期救済のために常設仲裁裁判所による解決が、公正、迅速、最終かつ拘束力あるものである理由を述べ、奴隷制部会の勧告を支持。この解決を日本の二四の市民団体、六人の日本の国会議員及び韓国弁護士協会会長が支持したことを報告し、日本政府が作業部会の勧告を受諾して同裁判所による解決に同意することを求め、人権小委員会がこの勧告を採用するよう要請した。

IFORは、常設仲裁裁判所による解決を支持する二四団体の七月一八日付けの共同声明と日本の戦争責任資料センターが作成した「慰安婦」に関する提言の英語版を、六人の参議院議員の人権小委員会に対する七月一八日付け手紙、韓国弁護士協会李世中会長の八月九日付け声明を託されていたが、これらを発言で引用し、後に人権小委員会の委員に個別に渡した。

その他に注目すべきなのは、バリー委員(英国出身)の発言がある。同委員は、奴隷制部会の委員でもあるからとりわけ関心が深かったであろう。相当の時間を取ってこの問題に触れた。結論を述べれば、今加害者の処罰を求めることはしないが、戦後五〇周年を迎えるにあたって、日本政府は、被害者個人にたいして金銭賠償を支払うことによって早期救済すべきだと明確な発言をして関係者の関心を引いた。

日本政府は、奴隷問題の審議に際しては発言せず、「慰安婦」問題についての発言は、無いものかと思われていた。ところが、八月一八日になって突然、伊藤公使が発言した。書面一枚の短いもので、内容も昨年の発言と同趣旨だった。

「謝罪と反省の気持ちをもどる」ように表すことができるかについて、「出来る限り早期に結論に達するよう、現在最大限の努力をしている」というものだ。当地のNGOは、かねてより「交流センター」案がとりざたされていることを承知していたので、「責任を認めず、被害者に賠償を支払わない」という日本政府の姿勢はまったく変化していない。これではこの問題は解決しない。今後国際批判は強まるばかりだろう」という見通しを共有した。

チャベス氏を再度決定

八月一九日、「戦時奴隷制」問題が審議され、決定原案(チャベス委員ら)は、わずかの修正、投票なしで採択された。

「リンダ・チャベス委員」に対して、如何なる財政的措置を求めることなく、特に内戦を含む戦時の組織的強姦、性的奴隷制及び奴隷類似慣行に関する作業文書を、第四十七期人権小委員会に提出するよう要請すること。

「関係各国及び国家間として非政府国際機構に対して、同専門家が作業文書を準備するに当たって協力することを要請すること」

「第四十七期人権小委員会に於いて、優先事項として、この課題を検討することとを決定する」

この決定が言う「専門家」とはチャベス委員のことである。彼女は、米年の人権小委員会に対して作業文書を提出する権限と義務を負うことになった。これは、特別報告者として予算を使っている場合と違うので、人権委員会の決議を必要としない。従って、この段階ですべて作業文書の準備に必要な活動を開始することが出来る。予算が無いので不利であることはまちがいないが、政府やNGOの協力次第では、内容のある作業文書が提出できる。

不処罰が正式な課題に

これに引き続き、奴隷制部会の報告に関する決議案が審議され、無投票で採択された。関係部分のみをあげると以下の通りである。

「差別防止少数者保護小委員会は、第一九八期現代奴隷制作業部会報告書、ことにそのVI章の諸勧告に留意し(中略)、戦時の女性の性的搾取及びその他の強制労働形態に関して受けとった情報を人権侵害被害者の不処罰に関する特別報告者に送付し、第一九八期作業部会がこの問題に関して受け取った情報を同特別報告者が考慮にいれるよう勧告する」

「戦時の女性の性的搾取及びその他の強制労働形態」という文言は、日本帝国軍・政府による、主として朝鮮人・韓国人など(フィリピン人、オランダ人を含む)の「慰安婦・強制労働問題」をさすのである。



これまでを振り返って

国連における「慰安婦」・強制労働問題の審議は、一九九二年一月から始まった。当初のNGOの主張は、被害者に対する賠償の要求に力点がおかれた。そのため、作業部会の勧告は、一九九二年も一九九三年も賠償問題に関する研究を行なっていた特別報告者ファン・ボーベン教授に情報を送付する決定にとどまっていた。

ところが、日本政府が余りにもかたくなに個人に対する賠償支払いを拒否したため、今年一月に韓国の被害者が、東京地検に対して告訴状を提出した。東京地検がこの告訴状の受理を拒否したことで、日本政府が「慰安婦」問題についてひとりの加害者も処罰してこなかったこと、現在でもその意志がまったくないことが内外に明確になった。この事実、一九四八年のオランダ軍事裁判所によるオランダ女性「慰安婦」に対する加害者の処罰と対比されて、今年二月の国連人権委員会、同五月奴隷制部会に報告され、同部会はこの情

報を不処罰問題に関する特別報告者に送付すべきとする勧告を行ったのである。この勧告を今回の人権小委員会が審議したわけだ。審議に際しては、先に述べたとおり、NGOはそろって同部会の勧告を支持した。

人権侵害被害者の不処罰問題に関する人権小委員会の研究は、一九九一年に「セイ委員とジョワネ委員」の二人の特別報告者に研究を要請することから開始され、すでに三つの報告書が提出されている。これまでの報告書には、第二次大戦中の日本帝国軍の犯罪には全く言及がなかった。今回の小委員会決議によって、不処罰問題の特別報告者が「慰安婦」問題などについて研究を要請されたことの意義は大きい。これまでの国連の「慰安婦」問題に関する関心が、被害者への賠償問題のみならず加害者の処罰問題に踏み込んだこと、まさに「戦後五〇周年」を迎える時である来年八月に、日本帝国軍により犯された性的奴隷制犯罪に関する国連の研究報告書が提出されることとが確実になったのである。今回の人権小委員会の「慰安婦」問題審議では最大のできごとだろう。

オランダ人被害者

賠償請求裁判始まる

カーター・愛子

七月一八日午後、東京地裁で「対日賠償請求裁判」七万六千人のうちの四名が、第一回オランダ人元捕虜・民間留置者損害賠償裁判の証人に立った。元軍人・民間人、幼くして抑留所にいられた女性、元「慰安婦」であった人たちが、現在のインドネシアで経験したことを法廷で証言した。

日本軍がこの地で行なった実態はほとんど知られていないが、彼らが語った「言葉」は、歴史的事実の重みとして、聞く者たちの心深くに残された。

原告八名、弁護団八名が国を相手に訴訟にもちこんだのは、原告のいう「道義的賠償」を求めているものであり、これにより歴史を主体的にとらえ直す機会が与えられたといえる。裁判の当日、オランダ全権公使、第一書記官、記者なども裁判を傍聴、大使館の通訳をとおして裁判がおこなわれた。私は弁護団から「訴状」の英訳を預かって、

七月一八日午後、東京地裁で「対日賠償請求裁判」七万六千人のうちの四名が、第一回オランダ人元捕虜・民間留置者損害賠償裁判の証人に立った。元軍人・民間人、幼くして抑留所にいられた女性、元「慰安婦」であった人たちが、現在のインドネシアで経験したことを法廷で証言した。

日本軍がこの地で行なった実態はほとんど知られていないが、彼らが語った「言葉」は、歴史的事実の重みとして、聞く者たちの心深くに残された。

原告八名、弁護団八名が国を相手に訴訟にもちこんだのは、原告のいう「道義的賠償」を求めているものであり、これにより歴史を主体的にとらえ直す機会が与えられたといえる。裁判の当日、オランダ全権公使、第一書記官、記者なども裁判を傍聴、大使館の通訳をとおして裁判がおこなわれた。私は弁護団から「訴状」の英訳を預かって、

この「東京裁判」においてハーグ条約、ジュネーブ捕虜条約がアジア・太平洋戦争における日本の行為に適用され、国際義務違反とされた事実を指摘している。また「万人にたいする義務」と個人の損害賠償請求権

は、加害国が被害者個人にたいして持っている義務とみなされるものへの侵害としてとらえる。また、この国際法違反が国内的に効力をもっていることを帝国憲法をもって明

年の「オランダ国民のある種の私的請求権に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書」によって解決済みであるとされている。

そこで、ハーグ条約に基づく請求権は、国家間のものであり、個人の請求権を認めただけではない、人道に対する罪は個人の刑事責任を課すもので、民事にはなじまないと、請求の却下を求めている。

原告側弁護人は、被告の反論は極めて形式的で内容がない、前回の書面からも後退していると指摘。次回に法律論で国側に全面的に反論することを告げ、原告の高齢化と健康状態、韓国被害者の場合は本人尋問を行ってほしいと述べ、原告の本人尋問を早急に行うことを強く求めた。次回期日は一〇月二日（金）。原告側の反論が大いに期待される。

この「東京裁判」においてハーグ条約、ジュネーブ捕虜条約がアジア・太平洋戦争における日本の行為に適用され、国際義務違反とされた事実を指摘している。また「万人にたいする義務」と個人の損害賠償請求権

は、加害国が被害者個人にたいして持っている義務とみなされるものへの侵害としてとらえる。また、この国際法違反が国内的に効力をもっていることを帝国憲法をもって明

年の「オランダ国民のある種の私的請求権に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書」によって解決済みであるとされている。

そこで、ハーグ条約に基づく請求権は、国家間のものであり、個人の請求権を認めただけではない、人道に対する罪は個人の刑事責任を課すもので、民事にはなじまないと、請求の却下を求めている。

原告側弁護人は、被告の反論は極めて形式的で内容がない、前回の書面からも後退していると指摘。次回に法律論で国側に全面的に反論することを告げ、原告の高齢化と健康状態、韓国被害者の場合は本人尋問を行ってほしいと述べ、原告の本人尋問を早急に行うことを強く求めた。次回期日は一〇月二日（金）。原告側の反論が大いに期待される。



裁判後の記者会見（東京弁護士会館）

法をもつて明らかにし、「東京裁判」で不法行為とされたものが「自動執行力」を持つことを立証するものと思われる。

原告のこれまでの要求にたいし日本政府は、サンフランシスコ条約と一九五六

年の「オランダ国民のある種の私的請求権に関する日本国政府とオランダ王国政府との間の議定書」によって解決済みであるとされている。

そこで、ハーグ条約に基づく請求権は、国家間のものであり、個人の請求権を認めただけではない、人道に対する罪は個人の刑事責任を課すもので、民事にはなじまないと、請求の却下を求めている。

原告側弁護人は、被告の反論は極めて形式的で内容がない、前回の書面からも後退していると指摘。次回に法律論で国側に全面的に反論することを告げ、原告の高齢化と健康状態、韓国被害者の場合は本人尋問を行ってほしいと述べ、原告の本人尋問を早急に行うことを強く求めた。次回期日は一〇月二日（金）。原告側の反論が大いに期待される。

フィリピン人元「慰安婦」訴訟

国側の反論なされる

柴崎 温子

フィリピンの日本軍「慰安婦」被害者の出現は、日本軍の占領地における「慰安所」政策とその実態を示すものとして注目をあびた。フィリピン女性性は、日本軍のフィリピン諸島への侵

攻とともに、略奪・住民虐殺が行われるなかで、直接軍人によって銃剣で脅かされ連行され、性奴隷とされた。

一九九三年四月、フィリピン元日本軍「慰安婦」

今年六月三日、第四回口頭弁論がおこなわれ、原告側は、ファン・ボーベン氏の「報告書」を個人補償を求める根拠として追加提出した。被告側からは、準備書面三、四が出された。

そこで、ハーグ条約に基づく請求権は、国家間のものであり、個人の請求権を認めただけではない、人道に対する罪は個人の刑事責任を課すもので、民事にはなじまないと、請求の却下を求めている。

原告側弁護人は、被告の反論は極めて形式的で内容がない、前回の書面からも後退していると指摘。次回に法律論で国側に全面的に反論することを告げ、原告の高齢化と健康状態、韓国被害者の場合は本人尋問を行ってほしいと述べ、原告の本人尋問を早急に行うことを強く求めた。次回期日は一〇月二日（金）。原告側の反論が大いに期待される。

被告者八名は、日本政府を相手取り、名誉の回復と補償を求めて、東京地裁に提訴した。さらに、同年九月二〇日、二八名の追加提訴をおこなった（この開弁護団等による四回にわたる現地調査）。

今年六月三日、第四回口頭弁論がおこなわれ、原告側は、ファン・ボーベン氏の「報告書」を個人補償を求める根拠として追加提出した。被告側からは、準備書面三、四が出された。

そこで、ハーグ条約に基づく請求権は、国家間のものであり、個人の請求権を認めただけではない、人道に対する罪は個人の刑事責任を課すもので、民事にはなじまないと、請求の却下を求めている。

原告側弁護人は、被告の反論は極めて形式的で内容がない、前回の書面からも後退していると指摘。次回に法律論で国側に全面的に反論することを告げ、原告の高齢化と健康状態、韓国被害者の場合は本人尋問を行ってほしいと述べ、原告の本人尋問を早急に行うことを強く求めた。次回期日は一〇月二日（金）。原告側の反論が大いに期待される。

怒りの座り込み に強い反応

在日韓国民主統一連合

李 義 茂

【六・六集会】

戦後五〇年もの間放置された高齢の被害者たちは「もうこれ以上待てない」状況にある。韓国では、申し出た元「慰安婦」の内五名が亡くなっている。また在日韓国人傷病軍属で援護法障害年金を求めていた陳法善享年を求めていた陳石一さんも七月の判決を待たずに亡くなった。被害者たちは「日本政府はわれわれが死ぬのを待っているのか」と怒りの声をあげている。

日本政府は昨年の「慰安婦」に関する「お詫びと反省」表明以来、今も「慰安婦」問題になんら誠意ある対応を示そうとしておらず、「九五五決着」をめざして個人補償をとまなない「基金」構想が浮かび上がっているばかりか、「慰安婦」以外の問題はそのまま

ま無視し、切り捨てようとしている。

こうした中の六月六日、東京の都市センターホールで、一日も早い被害者への謝罪と補償の実現を求めて「今こそ戦後補償の実現を！六・六総決起集会」が開催された。この集会は、日本

の戦後責任をハッキリさせる会や韓国・朝鮮人B級戦犯を支える会、中国人強制連行を考える会などの戦後補償裁判支援運動をすすめてきた多くの運動団体と、韓統連などの在日団体、そして社会党、護憲連合など二〇団体で実行委員会を構成し、共同で準備されてきたもの。

集会には、その日に第九回口頭弁論をむかえた韓国遺族会のメンバー二名をはじめ、在日「慰安婦」裁判、フィリピン人「慰安婦」



たえた金宇順さん（韓国太平洋戦争犠牲者遺族会一原告）金さんは、「提訴して三年以上も過ぎた。もう五人も亡くなっている。日本政府は私たちが待死めのを待っているのか」「人間なら、私たちが死ぬ前に正しい対策を立ててほしい。日本政府は早く責任をとって死ぬ前に解決してほしい」と訴えた。

フィリピン人元「慰安婦」裁判原告のフェデンシア・ダビッドさんは、日本軍に家を焼かれ、祖母も殺された「慰安婦」として拉致された体験を語り「日本は早く正義の決断をしてほしい。これ以上長引かせないでほしい」と訴えた。

在日元「慰安婦」裁判原告の宋神道さんは、一六才で「慰安婦」にされた体験を語り、「国のためだといわれ、たくさんの兵隊の相手をさせられ死ぬような思いをしてきた。体がゴロゴロになり、いま生活保護で生きているが白い目で見られている」と述べた。

文泰福さん（韓国・朝鮮人元B級戦犯補償裁判原告）は、「泰福鉄道関係だけでなく捕虜虐待の罪で一〇人が処刑された。日本のために戦死したとされた友人たちのことを思うと断腸

の思いだ。わたしたちの要求は三〇数年にわたり無視され続けた。共に闘いたい」と述べた。

その後、団体アピールとして在日の戦後補償を求める会、神奈川朝鮮人強制連行真相調査会、中国人強制連行を考える会、金景錫さんの日本側訴訟を支える会、軍医学校跡地で発見された人骨問題を究明する会が続いた。そして八月に予定されている戦後補償国際フォーラム実行委員会と、集会翌日から国会入り込みについて日本の戦後責任をハッキリさせる会から特別アピールが行われ、最後に集会決議文が朗読・採択された。

集会終了後、参加者たちは被害者たちを先頭に赤坂、虎ノ門、外務省をデモ行進して日本政府の糾弾と戦後補償の早期実現を訴えた。

【座り込み】

翌七八日には、国会衆議院議員面会所で韓国遺族会と在日の宋神道さんを中心に座り込みが行われた。何らの対応も示そうともしない日本政府に対して、怒りと訴えが相次いだ。

この座り込みは、韓国遺族会、日本の戦後責任をハッキリさせる会と在日「慰安婦」裁判を支援する会が取り組み、①五軍隊慰安婦への早急な個人への謝罪と補償、②補償以前の人道的措施として韓国人元軍人・軍属などの遺骨収集と現地追悼を実施するための予算措置、③そして羽田首相に直接面談すること、などを要求した。

初日にはフィリピンの原告も参加、また政府交渉で来日中の韓国慰安婦代表も合流した。両日にわたって約百人を超える支援者を取り囲んで行われた。この期間、議員面会では国会議員への要請、シュプレヒコール、国会周辺アピール行動などが連続的に行われた。こうした被害者たちの「もう待てない」という声に、延べ三〇名を超える国会議員（社会党、日本新党、さきがけなど）も参加し、被害者たちの訴えに耳を傾け今後の努力を約束した。こうした行動の結果、羽田首相が非公式に面談することや約束、九日に国会内で初めて羽田首相と韓国、在日、フィリピンの人「慰安婦」当事者の面談が実現し、直接に問題解決を訴えた。



戦後補償国際フォーラム'94

「個人補償を」と強い訴え

山口 明子

「もし日本が、アジア太平洋の一端として、将来の信頼関係を確立しようとするならば、個人に対する補償は不可欠である」と知るべきである。……戦争犯罪を犯した日本が、その償いなしに、日本国家と日本人の道義を自らものにするにはできない。八月三、四日の両日、東京・代々木のスペース・ゼロにアジア太平洋三カ国の代表を招いて開かれた戦後補償国際フォーラム'94は、日本の戦争責任と個人補償こそ国際的な合意事項であることを力強く訴える決議文を採択して四日夕、幕を閉じた。

このフォーラムは三日朝、高木健一弁護士が基調報告に始まり、三日午前の第一部では被害者からの特別報告と証言が行われた。日本兵の進駐によって多数の住民が虐殺されたマレーシア共和国のミレ村、百人の住民の集団虐殺が行われ、残された女たちのうち六五人が強制されたバブア・ニューギニアのティンブケ村からは住民の代表の証言が行われた。千人の住民がトラク島へ強制移住させられ、飛行場建設のため強制労働をさせられたナウル共和国の政府代表は、ナウルでは今政府として公式に賠償請求の準備をすすめていると報告した。同じく住民が強制移住の対象となり北海道の小樽に移されたアツツ島のアリュート族四二人の苦難については米国の研究者による報告、マレーシアとインドネシアの「慰安婦」についてはシンガポールのジャーナリストによる報告が行われた。これらの特別報告に続き、マレーシアの日本占領時被害者、香港の軍需裁判の原告、連合軍捕虜、韓国の太平洋戦争犠牲者遺族会からもそれぞれ報告が行われた。

三日午後の第二部は、「なぜ、戦後補償は放置されてきたのか？」を主題として、日米安保体制、七三一部隊にみる日本の戦争と戦後責任、米国のドイッからみた日本の戦後、ロマ民族と戦後補償問題、香港からみた戦後補償の問題について五人がそれぞれ報告。協議の中から共通事項として、アジアへの侵略戦争であったことを認め、補償を行うことが確認された。

四日午前、第三部ではサハリン韓人老人会、台湾の元日本軍人・軍属、フィリピン元「慰安婦」、インドネシアの兵補の報告に続き、在日韓国人元軍属の補償請求裁判判決報告、戦後補償裁判の現況報告、竹村秀子議員の国会報告、ジョン・H・キム弁護士と米国家庭出身問題対策協議会の活動、リラ・フィリピン副代表イングレイ・サホールの米連人権小委員会の報告が行われた。

四日午後の第四部では、「九五年に向けた運動の可能性」について、まずフィリピン法学者メルリン・マガリオナ教授、韓国の崔永道（チュ・ヨンド）弁護士、香港の何俊仁（ホ・チヤンヤン）弁護士が議題の報告を行い、ついで日本の運動体からの報告が行われた。アジアからの三人の報告の中では、いずれも個人への補償については国家間ですべてに解決済みであると

「旧日本軍による性的被害女性を支える会」

名古屋で発足

宮西 いづみ

二月十六日、「旧日本軍による性的被害女性を支える会」が名古屋YWCAを会場に結成集会を開いた。愛知と三重に居住する女たちが中心となって半年近い準備期間を経ての発足。「いまこそ」という声もあるがこに至る底流は数年前からあった。三重における「心に刻む会」の六年にわたる歩み、愛知県の「朝鮮人強制連行真相調査団」の充実した活動の積み重ね、

二月十六日、「旧日本軍による性的被害女性を支える会」が名古屋YWCAを会場に結成集会を開いた。愛知と三重に居住する女たちが中心となって半年近い準備期間を経ての発足。「いまこそ」という声もあるがこに至る底流は数年前からあった。三重における「心に刻む会」の六年にわたる歩み、愛知県の「朝鮮人強制連行真相調査団」の充実した活動の積み重ね、

重ね、とりわけ直接の動機は一九九二年夏、韓国から招いたふたりのハルモニによる「従軍慰安婦」証言集を会場に結成集会を開いた。ここに端を発しそのハルモニたちと心と生活全般にわたる深い交流が続いて来た。それらの動きにたずさわってきたのは、既にさまざまな運動の経験をもつ者もあつたけれど、乳幼児をかかえて家族以外との協力ははじめてという者もあつた。

求し、国際人権法によって個人への補償を行うべきであると提言した。崔氏は、韓国の金大統領が「慰安婦」への補償を求めないといつたことを日本政府が利用しているが、国家が個人犠牲者の請求権を代りに放棄することは法規上ありえないとし、日本政府の反省を強く求めた。

これらの発言は、決議の中に、日本の外交政策の転換を求める主張として盛り込まれた。

「悪い」もさまであったけれど問題の重大性と個人の力の限界を痛感している共通点があった。そのことが「小さな力を合わせて犠牲者の叫びにこたえていく歩みをともしませんか」というよびかけ文になった。

戦争責任、補償要求運動の激動を肌と感じ、旗あげを急ぎながらも、準備会は慎重にいていかに回を重ねた。会議に出席できる時間帯も大きく個人差があつたけれど、ひとりひとりを大切に意志の反映を図つたつもりである。時間をかけて会名を決め、活動の柱をたてた。

そういうところへ、ソウルにおける「現生強制連行隊慰安婦被害者対策協議会」結成のニュースが入る。一月三日、ソウルの日本大使館の前でハルモニたちの「決行」、その中に九二年に下った李さんが入っている。一方、二月七日には慰安婦と六人のハルモニが来日し、東京地検に責任者処罰を求める告訴・告発行動。その六人の中に、やはり九二年に迎えた安さんが入っているというので早速上京。共に行動に加わる。

「運動」慣れしていない私たちにとってテンヤワンヤの結成集会直前の日々であった。今夜名古屋で発足する会には「現生……被害者協議会」の協力団体らしい」とか「告訴・告発を待たない無責任な噂も伝わって来たが、とりあつてはいいね」と被害者特定運動体とだけ特別につながるのには違いない。そして、当事者（被害者）にしっかりと視線を据え彼女たちを主人公にした活動にしよう」と確認しあうだけだった。

結成集会に講演してくださった高木健一弁護士にヒントをいただいた緊急の具体的な行動には早速着手し、関連に舞台を移した責任者処罰の問題にもきつかりかわりつつ、視野を広げるためのわたりやすくていいな活動もしていこうと話し合っている。月一回の例会と年四回程度のニュースの発行により今日間の絆の強化と拡大をはかり、被害女性たちの上に正義の回復がもたらされるまで誠実な歩みをしたいと思っている。各方面各位のご協力をお願いする。

事務局（連絡先）〒四六〇 名古屋市中区新栄町二 三名古屋YWCA内 年費 二〇〇〇円



「あ、いたっ!」思わず叫んだ上杉恵さんの歓声に目を見やると、三人の団が通関を終えて空港ロビーに向かっていた。まさに、それは南京からはるばるやってきた夏淑琴さん一行だ。それは夢ではなかった。到着予定の八月四日の前日になって、北京の日本大使館が夏淑琴さんのヴィザの発給について難色を見せたという。それでも、大阪の「心」に刻む会」事務局が新設された外務省に働きかけ、当日の朝ヴィザが出るように手配ができたのは幸いであった。だが予定の便が間に合わず、結局北京を午後に出発することになったという連絡を受けた。

成田・第二空港ターミナルに来てみると七分延着見込みという表示が出ていた。空港ロビーには、上杉さんのほか、中国婦運者連絡会の高橋節郎さん、通訳で留学生の王淑敏さんと私が出迎えに来ていた。待つていると、七分から一〇分一五分、二〇分と先に延ばされて、まるでじらされて

夏淑琴さんらとの二週間

— はじめて日本を訪問した
南京からの証言者 —

大島孝一

いるようだ。やがて、入国審査、税関検査を受けて出てくる人たちの人足が絶えたかに見えたとき、私たちは待望の夏淑琴さんらの姿を発見した。

求めてたどりついた。翌日、高橋さんの案内で浅草橋近辺の小物を売っている店で、さっそく夏さんはお孫さんたちへのお土産を買って求めたことだった。なまじつかのデパートでなく、下町の庶民的な店が夏さんには気に入ったようだ。

東京(二五〇〇)と千葉(二〇〇〇)の集会和最後の大飯集会(六五〇〇)で、つこう三回、私は夏淑琴さんの証言を聞いた。九人家族のうち七人が日本の兵隊によって虐殺された話は、極めて冷静に、淡々とした語り口で、聞く者の胸を打つものがあった。「心に刻む」ということは、この重い物語を聞き流すのではなく、今だ語られない数万人、数千万の犠牲者の声にならない声に「思いを馳せろ」ということにならなければならない。このような貴重な証言を空しくすることがないように、いまこそ、私たちの課題を止めたものである。



千葉(船橋)の集会でちょっとしたハプニングがあった。夏さんの証言を聞いて、参加者から質問を受け、夏さんにはじめての証言をするために来てもら

れを無視するかのようにならないうな発言が出た。これに対して、他の参加者からもその発言の不当を糾弾したので、発言者は間もなく会場から引きあげた。終わってから、夏さんが「あの人とじっくり話したい。終わったと残念がっていた。また、同行していた南京大虐殺記念館の館長・宋成山さんは、「今でも日本にこういう意見の人がいることは知っていたので、別に驚くことはなかった。しかし、その発言に対して多くの人が批判したことに感銘した」と述べていた。

国際仲裁裁判を成功させる
九月二日(木) PM1時
30分、カンダパンセセフ
会議室、JR水道橋駅下車
国際仲裁裁判を成功させる
集い準備会 〇三(三三
二〇二)〇三七二
日本の戦争責任資料センタ
ー設立記念講演会(戸塚悦
朗氏「国連人権委員会での
新しい動向」)
九月二日(日) PM1時
、中央大学駿河台記念館
五〇〇号室、JR御茶ノ水駅
下車、日本の戦争責任資
料センター 〇三(三三
六六)八二六
国際人権研究会(慰安婦・
強制連行と「ILO第二九号
条約」(「ILO専門委員・
バグワティ氏の講演」)
九月三日(金) PM1時
半、総評会館四F、地下
鉄千代田線新御茶ノ水駅下
車、国際人権研究会 〇
三(三五〇八)八五〇二
アジア太平洋戦争韓国入籍
者補償請求事件第十回公
判
九月六日(月) PM1時
30分、東京地裁、丸ノ内
線有明駅下車、日本の

戦後責任をハッキリさせる
会 〇三(五四六七)四
七八二
富山不二越訴訟第七回公判
十月五、六日(水、木) PM
1時、富山地裁、JR富山
駅下車、富山・強制連行
訴訟を支援する会 〇七
六四(四一)七八四三
在日元「従軍慰安婦」謝罪
・補償請求裁判第五回公判
十月七日(金) AM9時30
分、東京地裁、丸ノ内
線有明駅下車、在日の
慰安婦裁判を支える会 〇
三(三七八五)一一八一
韓国・朝鮮人BC級戦犯国
家補償請求訴訟第十三回公
判
十月十七日(月) PM1時
、東京地裁、丸ノ内線有
明駅下車、韓国・朝鮮人
BC級戦犯を支える会 〇
三(三三九二)八三二九
韓国植民地を問う民族訴訟
第六回公判
十月十七日(月) AM11時
、東京地裁七〇九号法廷、
丸ノ内線有明駅下車、
谷川透 〇三(三七二二)
五二〇二
フィリピン人元「慰安婦」
第五回公判

十月二日(金) PM1時
半、東京地裁第十六回
丸ノ内線有明駅下車、
フィリピン人元「従軍慰安
婦」を支える会 〇
三(三七二二)〇二七
日本鋼管訴訟第十一回公判
十月二日(月) AM11時
15分、東京地裁七〇九号
法廷、丸ノ内線有明駅下
車、金沢鋼管の日本鋼管
訴訟を支える会 〇
三(三七二二)五二〇二
鄭商根さんの戦後補償訴訟
結審
十一月二十日(水) AM9
時50分、大阪地裁大法
廷、地下鉄淀屋橋駅下車、
鄭商根さんの戦後補償訴訟
を支える会 〇六(七
七五)二二八五

編集ことうき

「痛んだ良心もどこへやら。最後は開き直りて逃げた夏。『ニュース』がなくても補償運動がなくなるわけじゃない。本業の『心に刻む会』も招請作業は大変なんよ」と、一人弁解をつぶやいた夏。秋風が胸にしみる。(う)

こんごのよてい